
情報を伝えて、被害を未然に防ぎましょう（２）

～新たな手口等による悪質商法等に注意！～

国民生活センターより、高齢者をターゲットとした悪質商法等の情報提供がありました。被害を未然に防ぐため、各会員へ周知いただくとともに、友愛訪問活動等を通じた高齢者等への注意喚起にご協力ください。

●話題の新事業と謳った、買え買え詐欺に注意

シェールガス、メタンハイドレートなどの新たなエネルギー事業のもうけ話を持ちかけられる「買え買え詐欺」の相談が寄せられています。

「高値で買い取る」「謝礼をする」などと言ってきますが、これまで消費者が利益を得られたケースは一件も確認されていません。買え買え詐欺業者はニュース等で取り上げられた事業を悪用します。



「聞いたことがある」という理由だけで業者の話をおかしにしないよう注意してください。

●またまた増えている、還付金詐欺に注意

市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続きのためにＡＴＭへ誘導して送金させる「還付金詐欺」の相談が寄せられています。

警戒が厳しい金融機関のＡＴＭではなく、コンビニやスーパー、最近では病院や市役所のＡＴＭへ誘導するケースが見られます。



「期限が今日まで」とせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難になります。

公的機関の職員が還付金受け取りのために、ＡＴＭ操作を行うよう電話をすることはありませんので注意してください。

●「裁判に出す」と脅す、健康食品の送りつけ詐欺に注意

注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近「注文したときの録音がある」「裁判に出す」と脅す手口が

見られます。このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。

一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありませんので注意してください。



☆振り込め詐欺に新名称「母さん助けて詐欺」

「振り込め詐欺」は、金融機関の口座に現金を「振り込ませる」という手口が名称の由来でしたが、金融機関が現金自動預払機（ＡＴＭ）での振り込み限度額を引き下げるなどして規制を強化し、最近では直接被害者から現金を受け取る手口が主流となりました。

こうしたことから、「振り込め詐欺」に代わるの新しい名称を一般募集していた警視庁は、約１万４千件の応募の中から、最優秀作品として「母さん助けて詐欺」を選んだと発表しました。優秀作品には「ニセ電話詐欺」と「親心利用詐欺」が選出され、高齢者からは「家族を思う母親の気持ちにつけ込む、この詐欺の特徴をよく表した名前だと思う」と評価されています。

今後は主に防犯イベントやポスターなどで使用して、被害防止を図っていくことになります。

